

苑 内 利 用 届

団体名・学校名				
連絡先	TEL :		FAX :	
担当者名			当日の連絡先	TEL:
利用日時	年 月 日 ()			
	雨天の場合	<input type="checkbox"/> 決行	<input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> 未定
		<input type="checkbox"/> 延期 (未定)	<input type="checkbox"/> 延期 (月 日)	
利用時間	来苑時間	時 分	退苑時間	時 分
利用人数	大人 名	小人 名	幼児 名	合計 名
利用目的	<input type="checkbox"/> 散策 <input type="checkbox"/> 観察会 <input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> 遠足・修学旅行 <input type="checkbox"/> 園外保育 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> ゴミ拾い <input type="checkbox"/> 草抜き <input type="checkbox"/> その他 <small>※レクリエーション・ゴミ拾い・草抜き・その他の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。</small>			
利用場所	<input type="checkbox"/> 児童公園 <input type="checkbox"/> 母と子の森 <input type="checkbox"/> バッタが原 <input type="checkbox"/> コオロギの里 <input type="checkbox"/> 出水の小川 <input type="checkbox"/> 出水広場 (小学生以下) <input type="checkbox"/> 梅林・桃林 <input type="checkbox"/> 近衛邸跡 <input type="checkbox"/> 閑院宮邸跡 <input type="checkbox"/> 御門 () <input type="checkbox"/> 休憩所 () <input type="checkbox"/> その他 () <small>※今出川広場・富小路広場は有料運動施設のため、貸出については別途申請が必要です。</small>			
備考				

- 利用予定日の1週間前(土日祝日を除く)正午までに提出をお願いします。
確認事項がある場合は、当所よりご連絡いたします。(特になければ、そのままご利用ください。)
- この申込みは利用場所の確保を約束するものではありません。
他の利用者様もご利用になりますので、譲り合ってください。
※届出後でも、苑内の都合によりご利用いただけない場合がありますので、ご承知おき下さい。

【注意事項】

1. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)など反社会的勢力による活動は認められません。
2. 利用後は清掃をし、ごみは持ち帰ること。
3. 他の苑内利用者が増えてきた場合は適宜、使用範囲の変更等の対応をお願いします。
4. 他の苑内利用者のご迷惑にならないよう活動をお願いします。
5. その他、当所の指示に従うこと。

当団体は、上記について了承し、裏面の禁止事項を遵守します。

代表者氏名

【弊所記入欄】

- ◇ 受付日 年 月 日
- ◇ 受付者 _____

問合せ先 環境省京都御苑管理事務所
 TEL : 075-211-6348 FAX : 075-255-6433
 E-Mail:kyoto-gyoen@env.go.jp

【禁止事項】

1. 苑内への持込み・苑内での使用を禁止していること
 - ・ ドローン・ラジコンヘリ
 - ・ 机・椅子・テント・のぼり
 - ・ 楽器・拡声器・音楽再生機・ホイッスル等の大きな音が出る器具

2. 遊具や運動用具を使用すること
他の利用者の迷惑となる遊びやスポーツについてはご遠慮ください。
 - ・ キャッチボール、サッカー等のボール遊び
 - ・ ゴルフ
 - ・ バドミントン
 - ・ ローラースケート、ローラーブレード、キックボード、スケートボード
 - ・ ラジコンヘリ、ラジコンカー
 - ・ フリスビー、ブーメラン
 - ・ なわとび、凧あげ
 - ・ 上記参考例のほか、公園管理者が適切でないと認めるもの

3. 自然保護・建造物保護のため禁止していること
 - ・ 鳥類・動物（魚類、甲殻類、昆虫類を含む）にエサを与えたり、傷つけたりすること
 - ・ 鳥類・動物（魚類を含む）を捕まえること
 - ・ 動物を持ち込んで放すこと
 - ・ 植物を採取又は損傷すること
 - ・ 植物を持ち込んで植えること
 - ・ 落葉、落枝、落花、木の実を採ったり持ち帰ったりすること
 - ・ 穴や溝等を掘ること
 - ・ 木に登ること
 - ・ 芝生内へ自転車を乗り入れること
 - ・ 立入禁止区域に立ち入ること
 - ・ 施設や工作物等を壊したり、汚損すること

4. その他適切な管理のため禁止していること
 - ・ 苑内で喫煙すること（電子たばこを含む）
 - ・ リードをつけずに犬を散歩させること
 - ・ 動物を出水の小川に入水させること
 - ・ たき火をしたり、カセットコンロ等の火器を使用すること
 - ・ 自然観賞・散策を妨げる場所取りを行うこと
 - ・ テント、パラソル等のアウトドア用品を設置又は使用すること
 - ・ 御苑各入口での駐停車、指定場所（駐車場等）以外へ車を乗り入れること
 - ・ 広告・宣伝などの営業行為及び募金活動すること
 - ・ 旗、のぼり、ポスターなどを設置又は掲示すること
 - ・ 他の利用者の迷惑となる撮影、飲食又は大声を発する等の行為を行うこと
 - ・ 苑内にごみや汚物・廃物を捨てたり放置すること

上記のほか、公園管理上の支障があると公園管理者が認める行為については、苑内を巡回するスタッフが注意することがありますので、その指示に従ってください。

また、苑内の施設、工作物等を損傷したときは、速やかにその旨を管理事務所まで申し出てください。